## (a) 施設·公物設置管理の基準<国土交通省>

地方分権改革に関しては、政府全体で取り組むべき重要な課題であると承知しており、貴室からの調査依頼につきましては、真摯に対応させていただきましたが、以下の点にご留意の上、作業を進めていただけますようよろしくお願い申し上げ ます。

- ○勧告に従わない要素側面が一部でも存在する場合には、趣旨を正確にお伝えするとの観点から、「×」ではなく「△」として整理しております。
- ○「○」で整理しているものにつきましても、今後の法制度の検討過程で議論が必要となる点があることをご理解願います。

|    | 第3次勧告     |     |            |     |           |  |          |             |                    | 条例制定  |       | 貴府省の対応 |  |
|----|-----------|-----|------------|-----|-----------|--|----------|-------------|--------------------|---|-------|--------|--|
| 分! | 5 通番      | 法律  | 条          | 項   |           | 見直し対象  |          |             | 備考                 | に関する<br>国の基準  | 地方要望分 | 可否     | 法改正時期又は対応案等  |
|    | 131 应用 公注 |     | <i>X</i> ( | ~   | 概要        | 該当条文(下線部)  | 見直しの方針   | 条例制定<br>の主体 | J                  |   |       | ,,,    | A A A A A A A A A A A A A A A A A A A  |
|    |           |     | 第30条 第1項   | 第1項 | 道路の構造基準   | (道路の構造の基準)<br>第三十条 道路の構造の技術的基準は、道路の種類ごとに左の各号に掲げ<br>本事項について政令で定める。<br>二 幅員<br>二 建築限界<br>三 線形<br>四 視距<br>五 こう配<br>六 路面<br>七 排水施設<br>八 交差又は接続<br>九 待避所<br>土 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設<br>十一 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項 | 廃止又は条例委任 | 3           |                    | -   | *     | Δ      | 全国知事会等から具体に指摘のあった歩道の幅員、生活道路の縦断勾配の基準も含め、道路の連続性を考慮し、交通の安全性・円滑性を担保する観点から最低限必要とされる設計車両、建築限界及び橋・高架道路の設計荷重といった項目以外の基準については、「参酌」規定を整備した上で、条例委任。 |
| 7  | 1         | 道路法 | 第30条       | 第2項 | 道路の構造基準   | 2 橋その他政令で定める主要な工作物については、前項の規定による外、<br>その構造強度について必要な技術的基準を政令で定めることができる。   | 廃止又は条例委任 | 3           |                    | -   | *     | Δ      |  |
|    |           |     | 第45条       | 第2項 | 道路標識の構造基準 | 2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識<br>及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。   | 廃止又は条例委任 | 3           | メルクマール v:<br>規制標識等 | 廃チ<br>のまと、<br>ではのものは<br>ではのものは<br>ではのものででである。<br>ではのもでである。<br>ではのででである。<br>ではのでできる。<br>ではのでできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるではいるできる。<br>ではいるではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるではいるできる。<br>ではいるできる。<br>ではいるではいるではいるできる。<br>ではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるできる。<br>ではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいるではいる | *     | Δ      | 全国知事会から具体に指摘のあった案内標識及び警戒標識の寸法並びに文字の大きさに関する基準も含め、交通の安全性・円滑性を担保する観点から統一的な基準とすべき項目以外の基準については、「参酌」規定を整備した上で、条例委任。                            |

|   | 第3次勧告    |       |      |   |            |   |          |             |          | 条例制定   |       | 貴府省の対応 |  |  |
|---|----------|-------|------|---|------------|---|----------|-------------|----------|--|-------|--------|--|--|
| 4 | 分野 通番 法律 |       | 条    | 項 |            | 見直し対象   | 講ずべき措置   |             | 備考       | に関する<br>国の基準   | 地方要望分 | 可否     | 法改正時期又は対応案等  |  |
| Ĺ | 打造田      | ДЕ    | *    | * | 概要         | 該当条文(下線部)   | 見直しの方針   | 条例制定<br>の主体 | Co. Hill |  |       | 7      |  |  |
|   | 9 6      | 公営住宅法 | 第23条 |   | 公営住宅の入居者資格 | (入居者資格) 第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者(次条第二項において「老人等」という。)にあつては、第二号及び第三号)の条件を具備する者でなければならない。 一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二十七条第五項及び附則第十五項において同し。)があること。 二 その者の収入がイ、口又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、口又はハに掲げる金額を超えないこと。 イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合 入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額 ロ 公営住宅が、第八条第一項者とはは第三項若しくは激基災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国の補助に係るもの又は第八条第一項 各号の一に該当する場合において事業主体が災害により減失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が災害により減失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額 | 廃止又は条例委任 | 3           |          | 第当委令定は基標該た33数年のい所るうに<br>発揮され、基標該た23数任に規が得上べ該<br>条条すおる従準、当治大条条すは足に者は基<br>を頂るの「準準ない。23数任に規が得上べ該<br>は、23数年に規模を指し、基<br>は、基<br>は、基<br>は、基<br>は、基<br>は、基<br>は、基<br>は、基<br>は、ま<br>は、基<br>は、ま<br>は、ま<br>は、ま<br>は、ま<br>は、ま<br>は、ま<br>は、ま<br>は、ま<br>は、ま<br>は、ま | *     | Δ      | 第3次勧告に対しては、公営住宅法の趣旨・目的の範囲で最大限対応していく所存であるが、具体的には以下の通り対応する予定である。①同居親族要件【第1号関係】・廃止②入居収入基準について【第2号関係】・一定の範囲(収入分位40%以下)で条例で基準を引き上げることのできる者の範囲については、政令で全国一律に定めるのではなく、条例に委ねることとする・収入金額に係る基準(収入分位25%、40%)については、現行通り政令で定めることとする③住宅困窮要件について【第3号関係】・既に地方公共団体に判断を委ねられている現行制度で対応したがって、以下の点において、第3次勧告の指摘と異なることとなるおそれがある。・「従うべき基準」であるとされている『任額所得者』であること」については、入居収入基準の上限金額を条例により自由に定めることができるとすることは適切でないため、入居収入基準の上限金額を条例により自由に定めることができるとすることは適切でないため、入居収入基準の上限(収入分位25%以下又は40%以下)については法令において定めることを予定していること。・「任宅に困窮している」か否かの個別具体的な判断については、現行制度上も各地方公共団体の判断に受ねられていることから、第3号の規定を改めることは予定していないこと。 |  |

## (b) 協議、同意、許可·認可·承認〈国土交通省〉

地方分権改革に関しては、政府全体で取り組むべき重要な課題であると承知しており、貴室からの調査依頼につきましては、真摯に対応させていただきましたが、以下の点にご留意の上、作業を進めていただけますようよろしくお願い申し上げます。

○勧告に従わない要素側面が一部でも存在する場合には、趣旨を正確にお伝えするとの観点から、「×」ではなく「△」として整理しております。

○「○」で整理しているものにつきましても、今後の法制度の検討過程で議論が必要となる点があることをご理解願います。

|    |    |         |      |      | 第3次勧告    |        | 貴府省の対応 |       |    |  |
|----|----|---------|------|------|----------|--------|--------|-------|----|--|
| 分野 | 通番 | 法律      | 条    | 項    | 見直し対象    | 講ずべき措置 | 備考     | 地方要望分 | 可否 | 法改正時期又は対応案等  |
| 5  | 2  | 国土利用計画法 | 第9条  | 第10項 | 同意協議(大臣) | 4①     |        | *     | Δ  | 土地利用基本計画は、総合的・計画的な国土利用を図る観点から、各種土地利用の調整を図るための計画であり、具体的な土地利用に関する措置の指針となるものである。<br>具体的な土地利用に関する措置について国が実施・関与するもの(都市計画、農地の転用、保安林の指定、国立公園の指定等)がある以上、国と都道府県との間で事前調整が行われなければ、国の土地利用に関する措置と齟齬や矛盾を生ずる計画が策定され、土地利用基本計画に期待される本来の機能発揮できなくなる。土地利用基本計画の趣旨・目的を踏まえると、一方的に都道府県が国の意見を聴取するだけでなく、少なくとも国と都道府県との間で協議(大臣の同意なし)を行うことが必要である。 |
|    |    | 公有水面埋立法 | 第27条 | 第3項  | 協議(大臣)   | ×      |        | *     | ×  | 国民共有の財産である公有水面の埋立に当たっては、免許権者と埋立権者が同一であり問題との指摘があり、国の適切な関与を求める声が強い。国会においても「埋立地の権利の移転若しくは設定又は用途の変更の許可に当たり、審査が厳正に行われるよう、適切な指導を行うこと」との決議が行われているところ。事前協議が廃止されると、許可事案の把握ができず、適切な指導ができなくなるおそれ。したがって、引き続き事前協議を義務付けることが必要。   |
| 5  | 30 |         | 第29条 | 第3項  | 協議(大臣)   | ×      |        | *     | ×  | 国民共有の財産である公有水面の埋立に当たっては、免許権者と埋立権者が同一であり問題との指摘があり、国の適切な関与を求める声が強い。国会においても「埋立地の権利の移転若しくは設定又は用途の変更の許可に当たり、審査が厳正に行われるよう、適切な指導を行うこと」との決議が行われているところ。事前協議が廃止されると、許可事案の把握ができず、適切な指導ができなくなるよそれ。したがって、引き続き事前協議を義務付けることが必要。   |

|    |    |       |      |        |          | 貴府省の対応   |                          |       |    |  |
|----|----|-------|------|--------|----------|--|--------------------------|-------|----|--|
| 分野 | 通番 | 法律    | 条    | 項      | 見直し対象    | 講ずべき措置   | 備考                       | 地方要望分 | 可否 | 法改正時期又は対応案等  |
|    |    | 都市計画法 | 第18条 | 第3項    | 同意協議(大臣) | 1①(都市再生特別地区、指定特定重要港湾に係る臨港地区、歴史的風土特別保存地区に関する都市計画)1②(一般国道、高速自動車国道、都市高速鉄道、第一種空港、国が設立、新のでの間、報地、一級河川、一団地の官公庁施設に関する都市計画) |                          | *     | Δ  | 三大都市圏等の区域に着目して大臣への同意付き協議を必要としている都市計画については、同意付き協議を廃止する(個別法で対応、次期通常国会提出予定)。  一方、国の利害との調整が必要なものについては、国土交通大臣の同意付き協議により、その調整を行っているところ。 特に、これまで区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内  |
|    |    |       | 表18宋 | 370-34 |          | 2②(都市計画区域の整備、開発及び保全<br>の方針のうち区域区分の方針)2④(上記<br>以外の都市計画)   |                          | *     | _  | においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。うした仕組みを廃止した場合、そうした枠組みが崩れ、住民や地権者等に混乱をもたらすおそれがある。<br>その他例えば、近郊緑地特別保全地区についても、首都圏・近畿圏における広域的な緑地の確保という国家的政策との整合が図られなくなるとともに、そのための国の財政支出の根拠が希薄になる。  |
| 6  | 1  |       | 第19条 | 第3項    | 同意協議(知事) | 2@   | 町村においては「同意を要する<br>協議」を許容 | *     | 0  | 個別法で対応(次期通常国会に提出予定) 周辺の市町村も含めた広域調整を確保し、かつ、同一の都市計画区域内で都道府県及び市町村の2つの主体が整合的に都市計画を定める必要性に鑑みれば、都道府県への協議に際し、同意を不要とする場合であっても、市が定めた計画の内容が不適切な場合に都道府県が要である。現行制度においては、都道府県は市町村に対して都市計画の決定・変更のため必要な措置を求めることができるが、市町村に応答する義務はない。) また、広域調整や都道府県の都市計画との適合の必要性は、市と町村で何ら変わらないことにもかかわらず、市と町村の手続きを区別することの合理性についても検討が必要である。 |
|    |    |       | 第23条 | 第1項    | 協議(大臣)   | 2②(都市計画区域の整備、開発及び<br>保全の方針のうち区域区分の方針に<br>係る部分及び区域区分に関する都市<br>計画について農業振興地域と市街化<br>区域が重複する場合)<br>×(その他)              |                          | *     | ×  | これまで区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。こうした仕組みを廃止した場合、そうした枠組みが崩れ、住民や地権者等に混乱をもたらすおそれがある。  |

|    |    |     |        |     |            | 貴府省の対応 |    |       |    |   |
|----|----|-----|--------|-----|------------|--------|----|-------|----|---|
| 分里 | 通番 | 法律  | 条      | 項   | 見直し対象      | 講ずべき措置 | 備考 | 地方要望分 | 可否 | 法改正時期又は対応案等   |
|    |    |     | 第4条    | 第4項 | 認可(大臣又は知事) | 6(2)   |    | *     | Δ  | 国の利害に重大な関係を有する重要港湾と避難港については、法制度上当然に、航路等の整備に係る費用の一部を国が負担する義務を有しているところでもあり、当該港湾の港湾区域の拡張等の是非について判断する必要がある。このため、重要港湾・避難港以外の地方港湾(775港)については、事後的な是正手段を確保しつつ、事後届出制に移行することとし、重要港湾と避難港については、国土交通大臣等への事前同意協議を求めることとする。  |
| 17 | 8  | 港湾法 | 第44条の2 | 第2項 | 同意協議(大臣)   | ×      |    | *     | Δ  | 海運業界など港湾ユーザーは、長年の港湾管理者による一方的な料率決定に「ユーザー志向不足」と不信感。特に、日本経済・国民生活に影響の大きい特定重要港湾の入港料率については、港湾管理者による一方的決定等が、国内物流コスト等にも影響するのみならず、国際的にもユーザーの不信を招き、国策である特定重要港湾の国際競争力強化にも影響するおそれ。したがって、第三者である国土交通大臣が、全国的な見地等から港湾管理者とユーザー等の利害を調整するスキームである、国土交通大臣による上限同意制度が必要。なお現在、特定重要港湾23港の入港料率の上限について大臣同意制度を設けているところであるが、今後、特定重要港湾の中でもさらに国民経済・生活にとって影響の大きい港湾に絞り込んだ上で、入港料率の上限についての大臣同意を行っていくこととする。 |
|    |    |     | 第50条の4 | 第3項 | 同意協議(大臣)   | 6①     |    | *     | ×  | 我が国港湾の国際競争力の確保等の観点から国策として推進しているスーパー中枢港湾プロジェクトの根幹は、大水深コンテナターミナル等ハードの重点整備と、民間事業者であるメガオペレーターによる大規模ターミナルの一体的・効率的運営等を通じた港湾コスト削減等であり、国は巨額の国費を投入しプロジェクトを推進。また国は、スーパー中枢港湾の24時間化を進めているが、メガオペレーターは24時間化の重要な担い手である。このため国としても、このような国策である港湾コスト削減等やスーパー中枢港湾の24時間化を担うメガオペレーターの能力・適格性について判断することが必要不可欠。したがって、引き続き、国土交通大臣の同意を求めることが必要。  |
|    |    |     | 第58条   | 第3項 | 協議(大臣)     | ×      |    | *     | ×  | 国民共有の財産である公有水面の埋立に当たっては、免許権者と埋立権者が同一であり問題との指摘があり、国の適切な関与を求める声が強い。国会においても「埋立地の権利の移転苦しくは設定又は用途の変更の許可に当たり、審査が厳正に行われるよう、適切な指導を行うこととの決議が行われているところ。事前協議が廃止されると、許可事案の把握ができず、適切な指導ができなくなるおそれ。したがって、引き続き事前協議を義務付けることが必要。   |

|    |      |      |        |     |        | 貴府省の対応  |    |       |    |   |
|----|------|------|--------|-----|--------|---|----|-------|----|---|
| 分里 | 6 通番 | 法律   | 条      | 項   | 見直し対象  | 講ずべき措置  | 備考 | 地方要望分 | 可否 | 法改正時期又は対応案等   |
|    |      | 下水道法 | 第4条    | 第1項 | 認可(大臣) | 2③(市町村設置の場合は都道府県知事と協議、都道府県設置で流域別下水道整備総合計画が未策定の場合は<br>国交大臣と協議)     |    | *     | 0  | 一括法で対応。<br>現行の事業計画の認可制度により確保されている広域的<br>な観点からの適切な放流水質等の設定に係る機能が担<br>保できるよう、事後報告・届出・通知とする場合には、事業<br>計画が不適切な場合に事後的に是正措置を求められる<br>等の規定の整備が必要である。 |
| 20 | 10   |      |        |     |        | 6①(その他)   |    |       |    |   |
| 20 | 16   |      | 第25条の3 | 第1項 | 認可(大臣) | 2③(市町村設置の場合は都道府県知事と協議、都道府県設置で流域別下<br>水道整備総合計画が未策定の場合は<br>国交大臣と協議) |    | *     | 0  | 一括法で対応。<br>現行の事業計画の認可制度により確保されている広域的<br>な観点からの適切な放流水質等の設定に係る機能が担<br>保できるよう。事後報告・届出・通知とす場合には、事業<br>計画が不適切な場合に享後的に早下は署を求められる                    |
|    |      |      |        |     |        | 6①(その他)   |    |       |    | 計画が不適切な場合に事後的に是正措置を求められる等の規定の整備が必要である。  |